

地上基幹放送局の再免許及び免許並びに地上基幹放送の業務の認定の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項及び放送法（昭和25年法律第132号）第93条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

総務大臣 松本 剛明

- 1 受付期間
令和5年5月1日(月)午前8時30分から同年7月31日(月)午後5時15分まで（郵送の場合は期間内必着）
- 2 地上基幹放送に係る放送対象地域、地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）
別表のとおり
- 3 周波数等
別表のとおり
- 4 空中線電力
別表のとおり
- 5 申請の単位
再免許及び免許の申請は、一の送信場所における一の周波数ごとに行うものとする（短波放送を行う場合を除く。）。また、認定の申請は、放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ放送系ごとに行うものとする。
- 6 申請書の提出場所及び問合せ先
 - (1) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が北海道の場合
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
情報通信部放送課 電話番号 011-709-2311（内線4665）
 - (2) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県の場合
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎
放送部放送課 電話番号 022-221-0671（ラジオ放送担当）
022-221-4710（テレビジョン放送担当）
 - (3) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県又は山梨県の場合
関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1 九段第3合同庁舎
放送部放送課 電話番号 03-6238-1705（ラジオ放送担当）
03-6238-1706（テレビジョン放送担当）
 - (4) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が新潟県又は長野県の場合
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
情報通信部放送課 電話番号 026-234-9939
 - (5) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が富山県、石川県又は福井県の場合
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎
情報通信部放送課 電話番号 076-233-4492
 - (6) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が岐阜県、静岡県、愛知県又は三重県の場合
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
放送部放送課 電話番号 052-971-9148（ラジオ放送担当）
052-971-9110（テレビジョン放送担当）
 - (7) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県の場合
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
放送部放送課 電話番号 06-6942-8568（ラジオ放送担当）
06-6942-8624（テレビジョン放送担当）
 - (8) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の場合

中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

放送部放送課 電話番号 082-222-3384

- (9) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が徳島県、香川県、愛媛県又は高知県の場合

四国総合通信局 〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4

情報通信部放送課 電話番号 089-936-5037

- (10) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の場合

九州総合通信局 〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎

放送部放送課 電話番号 096-326-7307

- (11) 地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が沖縄県の場合

沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区5階

情報通信課 電話番号 098-865-2307

別表

1 中波放送を行う基幹放送局（親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

(1) 広域放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	954	100
		1134	100
		1242	100
中京広域圏	名古屋	1053	50
		1332	50
近畿広域圏	大阪	1008	50
		1179	50
		1314	50

(2) 県域放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	1287	50
		1440	50
青森県	青森	1233	5
岩手県	盛岡	684	5
宮城県	仙台	1260	20
秋田県	秋田	936	5
山形県	山形	918	5
福島県	福島	1458	1
茨城県	水戸	1197	5
栃木県	宇都宮	1530	5
神奈川県	横浜	1422	50
新潟県	新潟	1116	5
富山県	富山	738	5
石川県	金沢	1107	5

福井県	福井	864	5
山梨県	甲府	765	5
長野県	長野	1098	5
岐阜県	岐阜	1431	5
静岡県	静岡	1404	10
滋賀県・京都府	京都	1143	20
兵庫県	神戸	558	20
和歌山県	和歌山	1431	5
鳥取県・島根県	米子	900	5
岡山県	岡山	1494	10
広島県	広島	1350	20
山口県	周南	765	5
徳島県	徳島	1269	5
香川県	高松	1449	5
愛媛県	松山	1116	5
高知県	高知	900	5
福岡県	福岡	1278	50
		1413	50
佐賀県・長崎県	長崎	1233	5
熊本県	熊本	1197	10
大分県	大分	1098	5
宮崎県	宮崎	936	5
鹿児島県	鹿児島	1107	20
沖縄県	那覇	738	10
		864	10

2 短波放送を行う基幹放送局（親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

放送対象地域	送信場所	周波数 (k H z)	空中線電力 (k W)
全国	東京	3925	50
		3945	10
		6055	50
		6115	50
		9595	50
		9760	50
注 3945 k H z、6115 k H z 及び9760 k H z の周波数については、他の周波数による放送を補完するための放送に使用するものとする。			

3 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局（親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

(1) 県域放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	80.4	5
		82.5	5
青森県	青森	80.0	1
岩手県	盛岡	76.1	1
宮城県	仙台	77.1	5
秋田県	秋田	82.8	3
山形県	山形	80.4	1
福島県	福島	81.8	1
栃木県	宇都宮	76.4	1
群馬県	前橋	86.3	1
埼玉県	さいたま	79.5	5
千葉県	千葉	78.0	5
東京都	東京	80.0	10
		81.3	7
神奈川県	横浜	84.7	5
新潟県	新潟	77.5	1
		79.0	1
富山県	富山	82.7	1
石川県	金沢	80.5	1
福井県	福井	76.1	1
山梨県	甲府	83.0	1
長野県	長野	79.7	1
岐阜県	岐阜	80.0	1
静岡県	静岡	79.2	1
愛知県	名古屋	77.8	10
		80.7	10
三重県	津	78.9	3
滋賀県	大津	77.0	1
京都府	京都	89.4	3
大阪府	大阪	80.2	10
		85.1	10
兵庫県	神戸	89.9	1
鳥取県・島根県	松江	77.4	0.5
岡山県	岡山	76.8	1
広島県	広島	78.2	1
山口県	山口	79.2	1
徳島県	徳島	80.7	1
香川県	高松	78.6	1

愛媛県	松山	79.7	1
高知県	高知	81.6	0.5
福岡県	福岡	78.7	3
		80.7	3
佐賀県	佐賀	77.9	0.5
長崎県	長崎	79.5	1
熊本県	熊本	77.4	1
大分県	大分	88.0	1
宮崎県	宮崎	83.2	1
鹿児島県	鹿児島	79.8	1
沖縄県	那覇	87.3	1

(2) 外国語放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める (注) 区域	東京	89.7	10
名古屋市を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める (注) 区域	名古屋	79.5	5
大阪市を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める (注) 区域	大阪	76.5	10
福岡市を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める (注) 区域	福岡	76.1	1
注 平成7年郵政省告示第52号。			

4 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局（親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	送信場所	周波数（チャンネル番号）					空中線電力（kW）
関東広域圏	東京	21	22	23	24	25	10
中京広域圏	名古屋	18	19	21	22		3
近畿広域圏	大阪	14	15	16	17		3

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	送信場所	周波数（チャンネル番号）					空中線電力（kW）
北海道	札幌	14	19	21	23	25	3
青森県	青森	28	30	32			1
岩手県	盛岡	16	18	20	22		1
宮城県	仙台	19	21	24	28		3
秋田県	秋田	21	29	35			1（注）
山形県	山形	16	18	20	22		1
福島県	福島	25	26	27	29		3
栃木県	宇都宮	29					0.1
群馬県	前橋	19					0.112
埼玉県	さいたま	32					0.5
千葉県	千葉	30					0.5
東京都	東京	16					3
神奈川県	横浜	18					1
新潟県	新潟	17	19	23	26		3
富山県	富山	18	22	28			1
石川県	金沢	14	16	17	23		1
福井県	福井	20	22				1
山梨県	甲府	25	27				2
長野県	長野	14	15	16	18		1
岐阜県	岐阜	30					0.5
静岡県	静岡	15	17	18	19		1
愛知県	名古屋	23					1
三重県	津	27					0.5
滋賀県	大津	20					0.1
京都府	京都	23					1
大阪府	大阪	18					1
兵庫県	神戸	26					1
奈良県	奈良	29					0.1
和歌山県	和歌山	20					0.1
鳥取県・島根県	鳥取	38					0.1
	松江	43	45				1

岡山県・香川県	岡山・高松	18	20	21	27	30	2
広島県	広島	18	19	22	23		3
山口県	山口	18	20	26			1
徳島県	徳島	31					1
愛媛県	松山	17	20	21	27		1
高知県	高知	17	19	21			1
福岡県	福岡	26	30	31	32	34	3
佐賀県	佐賀	44					0.1
長崎県	長崎	14	18	19	20		1
熊本県	熊本	41	42	47	49		1
大分県	大分	22	32	34			1
宮崎県	宮崎	15	16				1
鹿児島県	鹿児島	29	36	40	42		1
沖縄県	那覇	14	15	16			1
注 チャンネル番号35の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。							